

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	県民協働課	整理番号	6-1-4
許認可等の種類	残余財産譲渡の認証				
根拠法令条例等・条項	特定非営利活動促進法第32条第2項				
許認可等の概要	解散した特定非営利活動法人の残余財産について、定款に帰属先に関する規定がないときに、国又は地方公共団体に譲渡するための認証				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に申請実績がない又は稀であるため)				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に申請実績がない又は稀であるため)				
期間の制定根拠	—				